

下関市監査委員公表第34号
令和8年(2026年)6月3日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今井弘文
同 山元浩
同 戸澤昭夫
同 井川典子

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
市長公室	経営戦略課、秘書課、広報戦略課、国際課
企画政策部	企画課、情報政策課

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

市長公室、企画政策部
令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

市長公室、企画政策部

令和8年4月1日から令和8年5月31日まで

6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、重要な点については、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。

市長公室 広報戦略課

[指摘事項]

(1) 図書等頒布収入の収納事務において、下関市会計規則（以下「会計規則」という。）第6条の規定に基づく現金出納報告は行われていたが、会計規則第11条の金銭出納帳に現金の収納額及び払込額が記入されていなかった。会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。
--

以上